

白岡町自治基本条例 原案

(条文及び内容説明)

平成23年1月

目次	・・・・・・・・・・ 1
前文	・・・・・・・・・・ 1
第1章 総則(第1条―第3条)	・・・・・・・・・・ 2
第2章 町民(第4条・第5条)	・・・・・・・・・・ 5
第3章 議会(第6条・第7条)	・・・・・・・・・・ 6
第4章 行政(第8条―第14条)	・・・・・・・・・・ 7
第5章 参画及び協働(第15条)	・・・・・・・・・・ 11
第6章 地域活動及び地域自治組織(第16条)	・・・・・・・・・・ 13
第7章 情報の公開、提供及び共有(第17条)	・・・・・・・・・・ 14
第8章 次世代(第18条)	・・・・・・・・・・ 15
第9章 住民投票(第19条)	・・・・・・・・・・ 16
第10章 検証等(第20条・第21条)	・・・・・・・・・・ 17
第11章 補則(第22条)	・・・・・・・・・・ 18
附則	・・・・・・・・・・ 18

【前文】

白岡町では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化が築かれ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきた。私たちは、それらの地域の特質を発展させ、次世代に引き継ぐ必要がある。

白岡町では、地方自治の発展を目指し、広く町民が公共を担う地域社会の構築、地域課題解決に向けたコミュニティの醸成、少子高齢化社会への対応、地域の特質を生かした農業振興、これからのまちづくりのための商業工業の発展など、数々の課題に町民と町が協働して取り組んでいる。

私たちは、自ら学び自らを向上させながら互いを認め尊重し、自分たちの手でまちづくりを推進していく必要がある。そして、町民主体の自治を推進するため、町政における町民の参画と協働の原則を定め、町民と町がそれぞれの役割と責任を担うことにより、安全安心で暮らしやすい地域社会を実現していかなければなら

ない。

私たちは、こうした考え方に基づき、ここに白岡町の最高規範として白岡町自治基本条例を制定する。

【説明】

前文は、条文本体の前に置かれ、その法令の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べた文章であり、各条文の解釈の基準となるものです。

ここでは、白岡町のまちづくりの過去の状況や現在の取組課題などを明らかにした上で、この条例の制定により目指す町政のあり方や地域社会についての考えや決意を宣言的に述べたものです

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、白岡町における自治の理念を定めるとともに、町政に関する町民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を図ることを目的とする。

【説明】

ここでは、この条例の目的を、①白岡町における自治の理念を定め、②町政に関する町民の権利と責務、そして③議会及び行政の責務等を明らかにすることにより、④安全安心で暮らしやすい地域社会の実現を目指すことと定めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する者及び町内で事業を営むもの又は活動するものをいう。
- (2) 町 議会及び行政をいう。

- (3) 行政 町長その他の執行機関をいう。
- (4) まちづくり 町民及び町が行う、より暮らしやすい地域社会を築くためのすべての公共的な活動をいう。
- (5) 協働 町民及び町が、それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携し、及び協力することをいう。
- (6) 地域自治組織 地域単位で活動している組織、ボランティア団体その他の町内で自治的な活動をしている組織をいう。

【説明】

ここでは、この条例の解釈を明確にするため、共通理解が必要な用語の定義を定めています。各号に掲げた用語の意味は、次のとおりです。

- (1) 「町民」とは、町内に在住している者のほか、町内に在勤、在学している者、町内で事業活動や市民活動などを行っている個人、法人、団体のことをいいます。「活動するもの」には、様々な事例が考えられますが、第3条で町民にまちづくりに参加する権利を規定していることから、在住・在勤者以外の方については、ボランティアなど公益的・公共的な活動を行う個人や団体が主に想定されます。

町民を広く定義しているのは、行政需要の多様化、政策課題の広域化などの状況の中で、地域社会が抱える課題の解決やまちづくりを進めていくためには、幅広い人々が力を合わせていくことが必要であるとの認識に基づきます。

- (2) 「町」とは、地方自治法に規定された法人としての「白岡町」の意味もありますが、この条例では議会及び行政（第4号で定義。）をいいます。
- (3) 「行政」とは、町長及びその他の執行機関（地方自治法第180条の5に規定されている、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。
- (4) 「まちづくり」とは、より暮らしやすい地域社会を築くために、町民や町が行うすべての公共的な活動のことをいいます。
- (5) 「協働」とは、町民と町（議会・行政）が、互いの役割を尊重しつ

つそれぞれが責任を担い、連携、協力することをいいます。また、連携、協力するためには、互いに理解を深め信頼関係を築き、合意を形成していくことが重要です。

(6) 「地域自治組織」とは、町が設置している行政区から発展してきた自治活動や自治会、ボランティア団体やNPO法人など、地域において自治的な活動を行っている組織をいいます。また、地域自治の基本的な考え方は、町民が自発的・主体的に地域づくりに関わることです。

*行政区とは、行政の健全な発展と円滑な運営を図るために、「白岡町行政区設置規則」に基づき設置されている行政区のことであり、政令指定都市の「行政区」ではありません。

(理念)

第3条 町民及び町は、白岡町の自然環境、文化及び伝統を礎にして、誰もが個人として尊重され、安全安心で暮らしやすい地域社会を、自らの意思及び責任において協働して実現することを目指すものとする。

【説明】

私たちの白岡町では、美しい自然環境のもと、先人たちにより数々の歴史や文化がつくられ、豊かな人間関係を育むまちづくりが展開されてきました。

そうした白岡町の自然環境等を基礎にして、住民自治を原則として、町民と町（議会・行政）が、協働（それぞれの役割及び責任を担い、信頼及び合意の基に連携又は協力すること。）して、「誰もが個人として尊重され安全安心に暮らせる白岡町・地域社会の実現を目指す」ことを、この条例の理念として定めるものです。

第2章 町民

(町民の権利)

第4条 町民は、まちづくりに参画する権利を有する。

2 町民は、町の保有する情報を知る権利を有する。

3 町民は、まちづくりに関し、自ら考え主体的に行動するために必要な事項を学習する権利を有する。

【説明】

ここでは、町民が、まちづくりに関わる上での権利を定めています。他の法令で既に定められている権利も含まれていますが、まちづくりを進める上で、町民の有する権利を明確にするため、あえて掲げた事項もあります。

1 町民が、まちづくりに参画する権利を有することを明確にするものです。また、町政への参画を具体的に保障し「協働のまちづくり」を推進するため、この条例では「第5章 参画及び協働」を設けています。

2 町民が、まちづくりに参画するためには、町が保有する情報を知り対等な立場で参画することが必要であるため規定したものです。また、この権利を担保するものとして「白岡町情報公開条例」があります。

3 町民が、まちづくりに関し自ら考え主体的に行動するためには、積極的に学習することが重要です。町民が自治の主体として自ら学び自らを向上させることの重要性を、宣言的な意味で規定したものです。

(町民の責務)

第5条 町民は、まちづくりに関し、他者の意見及び行動を尊重しなければならない。

2 町民は、まちづくりに関し、自らの発言及び行動に責任を持たなければならない。

3 町民は、まちづくりに主体的に参画するよう努めるものとする。

【説明】

ここでは、町民が、まちづくりに関わる上の責務や行動規範などを定めています。

- 1 私たちが目指す白岡町は、誰もが個人として尊重されるまちです。従って、まちづくりに関しても、すべての人々が他者の意見や行動を尊重することが、その第一歩になると考えます。
- 2 また、当然のことですが、まちづくりに関しては、他者の意見や行動を尊重するだけでなく、自らの発言や行動にも責任を持たなければなりません。
- 3 主体的に参画するという規定を設けているのは、町民主体のまちづくりを進めるため、町民が自らの意思に基づき、積極的にまちづくりに参画することを期待するためのものです。

第3章 議会

(議会の責務)

第6条 議会は、白岡町の意味決定機関として、この条例の理念にのっとり、住民福祉の向上を目指し、政策の提言及び条例の立案に努めるものとする。

- 2 議会は、町民の意思を的確に反映した行政運営が行われているか、行政の監視に努めるものとする。
- 3 議会は、町民に対し、審議経過及び結果を分かりやすく情報提供するなど、開かれた議会運営に努めるものとする。

【説明】

ここでは、議会が町民の信頼にこたえるために担うべき役割（果たすべき責任）を規定しています。

- 1 議会は、白岡町の意味決定機関として、常に町民の意向を把握し、住民福祉の向上を図る責任があります。このため、政策の提言や条例の立案に努める必要があります。
- 2 議会は、行政と良好な緊張関係を保ちながら、行政執行が適切に行われているのかを監視する必要があります。行政の監視は、予算、決算、

重要な契約の締結、各種の調査権など、地方自治法に規定されている権限を適切に行使して行います。

- 3 町民がまちづくりに主体的に関わるためには、町民にとって身近な議会とすることが重要です。そのため、定例会だけではなく、臨時会や委員会の審議経過や結果を分かりやすく情報提供するなど、町民と議会をつなぐ活動を行い、開かれた議会運営に努める必要があります。

(議員の責務)

第7条 議員は、町民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 議員は、町民に対し、自らの議員活動の情報提供に努めるものとする。

【説明】

ここでは、議員が町民の信頼にこたえるために担うべき役割（果たすべき責任）を規定しています。

- 1 議員は、町民の信頼にこたえるため、政治倫理の確立に努めるとともに、行政執行の監視などその職務を公正かつ誠実に遂行する必要があります。
- 2 議員は、議会開会中のみならず、年間を通して自らの議員活動について、町民にわかりやすい情報提供を行うことにより、議員活動に対する町民の関心を高め、説明責任を果たしていく必要があります。

第4章 行政

(行政の責務)

第8条 行政は、町民の信頼にこたえるため、この条例の理念にのっとり、参画及び協働による行政運営に努めるものとする。

2 行政は、町民の意向を的確に把握し、町民のニーズにこたえた行政運営を行い、住民福祉の向上に努めるものとする。

3 行政は、透明で開かれた町民主体の行政運営に努めるものとする。

【説明】

ここでは、行政が担うべき役割（果たすべき責任）を規定しています。

- 1 行政は、住民自治を基本として行政運営を行ない町民の信頼にこたえていかなければなりません。そのため、行政は町民の参画と協働による行政運営に努め、常に町民と向き合うことが重要です。
- 2 行政は、町民の意向を把握し、的確に町民ニーズにこたえ、町民目線の行政運営を行うことが重要です。また、町民ニーズを的確に把握し、町民の求める行政サービスを展開することは、住民福祉と町民の満足度の向上につながるものとなります。
- 3 行政は、町民に行政情報等を公開し、幅広い町民の参画を推進し、透明で開かれた町民主体の行政運営に努める必要があります。また、行政情報等の公開や町民参画を推進することで、行政運営の改善や、新たな行政課題や町民のニーズに対応した効率的で効果的な行政運営に寄与することにもなります。

（町長の責務）

第9条 町長は、町政に関する基本方針を定め、誠実に取り組むとともに、その結果を町民に公表するよう努めるものとする。

- 2 町長は、白岡町の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し、公平かつ公正に職務を執行しなければならない。
- 3 町長は、総合振興計画等に基づいた中長期的な展望に立ち、行政評価等を踏まえ、費用対効果を重視して、健全な財政運営に努めなければならない。

【説明】

ここでは、町長が担うべき役割（果たすべき責任）を規定しています。行政（執行機関）には町長も含まれ、その責務もありますが、町長は白岡町の統轄代表者であるため、あえて責務の項目を別に設けています。

- 1 町長は、執行機関（行政）の一つではありますが、白岡町を統轄（事務

全般について総合的統一を確保)し、代表する権限を有しています。町長は町政の最高責任者として、町民に対し町政に関する基本方針(総合的かつ計画的なビジョン)を明らかにし誠実に取り組むとともに、その結果の公表に努めるものとします。また、そうすることにより、行政の透明性がさらに高まり、町民のまちづくりに対する関心が高まると考えます。

2 町長は、町政の統轄代表者として職員を適正に指揮監督し公正かつ誠実に職務にあたらなければなりません。

3 町長は、自治体経営の視点から、短期の年度だけでなく、中長期的な展望に立ち、行政評価等を踏まえて費用対効果を重視して持続可能な健全財政を確保に努めなければなりません。

行政サービスは政策形成と実行、その結果を検証することが循環(PDCAサイクル※)していくことが原則です。限られた財源を効率的、効果的に活用するためには、行政評価の結果を反映させ、無駄を排し、費用対効果を重視しながら、必要な事業に財源を集中させることが重要です。

※「PDCAサイクル」・・・マネジメントサイクル(経営管理)の1つ。Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)の頭文字を取ったもの。PDCAのプロセスを順に実施し、最後のactではcheckの結果から、最初のplanの内容を見直し、次回のplanに結び付ける。このプロセスを繰り返すことにより、継続的な業務改善を推進する手法である。

(職員の責務)

第10条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、自らが町民であることを自覚し、まちづくりに必要な能力の開発及び向上を図り、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

【説明】

ここでは、職員が担うべき役割(果たすべき責任)を規定しています。職員は、全体の奉仕者として、町民の信頼にこたえ、町民サービスの向

上に努めることが期待されています。

また、職員も、この条例では「町民」の範囲に入ることを自覚して、まちづくりに必要な能力の開発や向上を図るとともに、誠実かつ効率的に職務を遂行することが求められます。職員は、行政を日常的に執行する立場に加え、まちづくり関わる町民としての視点も合わせ持ち、町政運営上の政策課題を見つけ出し、その解決に向けて力を発揮することが求められています。

(行政組織)

第11条 行政は、その補助組織を、町民にとって分かりやすく、効率的かつ機能的なものとし、社会情勢の変化に応じて、迅速に見直すよう努めるものとする。

【説明】

ここでは、行政組織のあるべき姿を規定しています。

行政組織は、町民のために仕事を行う組織であり、町民の目線に立ち課の名称や事務などが町民にとってわかりやすい行政組織とし、効率的で機能的であるとともに、社会情勢の変化に迅速に見直しされなければなりません。また、縦割り行政の弊害を無くすため、職員同士で情報を共有し、課の組織を超えた横の連携やつながりを作ることも重要です。

(危機管理体制)

第12条 行政は、災害等の緊急事態から町民の生命及び財産を守るため、総合的な危機管理体制の確立に努めなければならない。

【説明】

災害等の緊急事態から町民の生命及び財産を守るため、日頃から危機管理体制を確立しておくことは、行政に課せられた社会的使命です。

近年、災害への対応には、自助・共助・公助があるとされています。いつ発生するかわからない災害に備え、行政が取り組む危機管理、地域住

民の協力や連帯によって取り組む危機管理など、個人がそれぞれの家庭で取り組む事項など、それぞれの役割に応じた危機管理体制を整備しておくことが重要です。

(国及び他の地方公共団体との連携等)

第13条 行政は、広域的な課題の解決又は行政運営の効率化を図るため、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

【説明】

白岡町は、町民、議会及び行政の力だけで成り立っているわけではありません。広域的な課題の解決や行政運営の効率化を図るため、行政は、国や都道府県及び他の市区町村と連携、協力する必要があります。また、ひいては、そうした広域的な連携、協力を進めることが行政サービスの向上に繋がることも期待できます。

(行政手続)

第14条 行政は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、公正を確保するとともに透明性の向上に努めなければならない。

【説明】

白岡町では、既に「白岡町行政手続条例」が制定されていますが、町民の権利や利益を保護するためには、透明で公正な行政手続を確保することが重要ですので、町民との信頼関係を築くためには重要な項目であると考えるので、ここにあって規定しています。

第5章 参画及び協働

(参画及び協働)

第15条 町民及び町は、協働によるまちづくりを推進するものとする。

2 行政は、まちづくりに関する町民の提案等の把握に努めるとともに、町民から提案等があったときは、当該提案等を尊重するものとする。

3 行政は、まちづくりの重要な計画等の策定又は改廃に当たり、町民の意見を聴くとともに、意見が提出されたときは、考え方を公表するものとする。

4 行政は、町民の意見を町政に反映させるため、幅広い町民の参画に努めるものとする。

5 前項に規定する町民の参画に関して必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

ここでは、町民の参画と協働によるまちづくりを推進するための原則を定めています。

1 この条例では、町民と町（議会・行政）が、それぞれの役割と責任を担い、信頼と合意の下に連携又は協働して、誰もが個人として尊重され安全安心に暮らせる地域社会を目指すことを理念としています。従って、町は、町民と相互理解を深め信頼を築きながら、協働によるまちづくりを推進することが原則です。

また、町民・議会・行政が互いにまちづくりの主体として、広く公共サービスを担っていくという考え方があります。そうした、新たな公共分野を開拓していくためには、町側からの協働の提案だけでなく、町民側から提案で協働を求められた場合にも、この条例の理念にのっとり、町が誠実に対応することも重要です。

2 地方自治の原則である住民自治を進展させるためには、町民の提案や意見などの把握に努めるとともに、町民から提案等があった場合は、尊重することを定めるものです。

3 行政は、まちづくりの重要な計画等の策定や改廃にあたり、町民の意見を聴き、意見に対する考えを公表するよう定めるものです。その一つの方法として、既にパブリックコメント制度が運用されています。

行政の計画等について町民の意見を聴くことで、情報が共有化と住民参画機会の拡大につながり、当該計画等に町民の意見を反映させること

で、行政の透明性と町民の信頼確保にもつながります。

- 4 行政は、町民の意見を町政に反映させるため、幅広い町民の参画に努めるものです。

ここでいう町民の参画は、地方自治法第202条の3第1項で規定されている附属機関や、町長等が任意で設置する審議会等に、町民が委員として参画することを意味しています。附属機関等の委員は、それぞれの設置目的等に照らして支障の無い範囲で、原則として公募を取り入れ、また、「男女共同参画プラン」に基づき、委員の男女構成比も考慮しながら、幅広い人材を選任する必要があります。

- 5 「町民が、まちづくりに参画する権利」を具体的に保障し、第4項に定めた町民の参画に関し必要な事項を、別に条例で定めることを規定したものです。

第6章 地域活動及び地域自治組織

(地域活動及び地域自治組織)

第16条 町民は、各種の地域活動を通じて、地域の課題解決及び活性化に努めるものとする。

2 町は、まちづくりにおける地域自治組織の役割を重視し、その活動の支援に努めるものとする。

【説明】

ここでは、地域活動及び地域自治組織の役割を規定しています。

- 1 地域活動には、ボランティア活動や町が設置した行政区から発展した自治活動など幅広い活動を含みます。町民が、さまざまな地域活動に参加することにより地域の課題解決と活性化も図れるものと考えます。

また、そうした地域活動を行う人たちが地域自治の担い手となり、地域の人々と協力して地域課題の解決に取り組み、さらには、行政運営の場でも活躍することが期待されます。

- 2 町は、地域において自治的な活動を行っている地域自治組織の役割を

重視して、それぞれ活動の自主性を尊重しつつ、支援に努めます。また、地域自治組織が、各地域においてまちづくりの重要なパートナーとなることが期待されます。

第7章 情報の公開、提供及び共有

(情報の公開、提供及び共有)

第17条 町は、町民に対し説明責任を果たし、町政への参画を促進するため、町政情報を公開するとともに、町民と情報の共有を図るため、町政情報の積極的な提供に努めるものとする。

2 地域自治組織は、組織運営の透明性を向上させ、その活動への参画を促進するため、活動情報の提供に努めるものとする。

3 町及び地域自治組織が、前2項に規定する情報の公開又は提供を行うときは、個人の権利利益を保護するため、個人情報 を適正に取り扱うものとする。

【説明】

ここでは、町（議会及び行政）や地域自治組織が保有している情報の公開、提供及び共有の原則について定めています。

1 町（議会及び行政）は、町民の知る権利を保障するため、保有する情報を公開しなければなりません。これを具体的に保障する仕組みとして、白岡町情報公開条例が既に制定されています。

また、まちづくりでは町民、議会及び行政の三者が協働することが重要です。そのためには、まず、町民と情報の共有に努める必要があります。町政情報を広報やホームページなどで積極的に提供することにより、町民の町政に対する関心が高まり、ひいては具体的なまちづくり活動への参画や支援が活性化することが期待されます。

2 自治会やNPO等の地域自治組織も、組織運営の透明性の向上と活動への参画促進のため、活動状況などの情報提供に努めるものとします。

なお、地域自治組織は自治的な組織ですので、当然のことですが提供情報等はそれぞれが判断するものです。

- 3 町（議会及び行政）や地域自治組織が、情報の公開や提供を行うに当たっては、個人の権利や利益を保護するため、「個人情報保護に関する法律」や「白岡町個人情報保護条例」など関係法令に基づき、個人情報を適正に取り扱はなければなりません。

第8章 次世代

（次世代）

第18条 町民及び町は、次世代を担うこどもが様々な学習及び経験を重ねて心豊かに成長し、個性及び能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努めるものとする。

2 町民及び町は、次世代のまちづくりの主役となるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参画することを促進するものとする。

【説明】

ここでは、次世代を担うこどもが健やかに成長し、まちづくりに参加することについて定めています。白岡町が将来にわたり発展していくため、まちづくりを引き継ぎ、次世代を担うこどもに特に焦点を当てています。

1 町民と町は、次世代を担うこどもが様々な学習や経験を重ね、心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるようなまちづくりに努める必要があります。

こどもの成長は私たち大人の大きな喜びでもあります。こどもは家庭だけでなく、学校やサークルなど地域の活動もこどもの成長に大きな役割を果たしますので、町民と町が共にこどもの成長を支援するような取組が期待されます。

2 こども段階から、地域でのさまざまな活動を通じてまちづくりに参画していくことで、町政にも興味を持ち、ひいては将来の白岡町を担う人材として成長することが期待できますので、町民と町は、こどもがまちづくりに参画することを促進する必要があります。

第9章 住民投票

(住民投票)

- 第19条 町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を確認する必要があると判断したときは、住民投票を実施することができる。
- 2 町内に住所を有する者であって、別に条例で定める満18歳以上のものは、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から町長に住民投票の実施を請求することができる。
- 3 議会は、出席議員の過半数の議決により、町長に住民投票の実施を請求することができる。
- 4 町長は、前2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。
- 5 町民及び町は、住民投票の結果を尊重するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定める。

【説明】

ここでは、町政の重要事項について住民の意思を直接確認するための住民投票制度に関し、実施する場合の要件など基本的事項について規定し、常設型の住民投票制度を定めたものです。町政の重要事項としては、他市町との合併など住民生活に重大な影響を与える事項が想定されます。

- 1 町長は、町政の重要事項について、住民の意思確認が必要と判断したときは住民投票を実施することができます。
- 2 住民が、町長に住民投票の実施を請求できる場合の要件を定めたものです。「白岡町に住所を有する者」に限定しているのは、対象者の範囲を確定させるためです。「満18歳以上」としたのは、未来の白岡町を担う若い世代の意見を聴くため選挙権より対象を広くし、国民投票に準じたものです。また、請求対象が町政の重要事項に限定されるよう一定数以上の者の請求があることを要件とし、地方自治法の解散や解職請求と同じ程度の重要性を持つ制度とするため、これに準じて「総数の3分の1

以上」としました。

なお、対象者の詳細については、別に定めることを規定している住民投票条例で定めることとなります。

- 3 議会が、住民投票の実施を請求できる場合の要件を定めたものです。議員は、住民によって選挙で選ばれており、その議員が議決して請求することは重要事項であり、重く受け止める必要があります。
- 4 第2項、第3項の規定により、住民又は議会から請求があった場合に、町長に住民投票の実施を義務付けるものです。
- 5 住民投票の結果に強制力を持たせることは、議会や町長の権限に抵触する恐れがあるため、尊重することとしています。また、請求できる者は第2項で住所を有する者としていますが、結果については町民全体で尊重することを定めています。
- 6 この条例だけでは、住民投票の実施にかかる手続など詳細な事項をすべて規定することはできないため、別の条例で定めることを規定したものです。

第10章 検証等

(検証)

第20条 町長は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例で規定する自治のあり方を、町民の参画する組織を設置し、検証しなければならない。

【説明】

この条例で規定した、住民参画条例や住民投票条例の策定状況や住民参画の状況など自治のあり方が、実際の施策や活動の中で実行されているか、また、時代や社会情勢の変化に則したものとなっているか検証する必要があります。

このため、町長は、4年を超えない期間ごとに町民が参画する委員会を設置して検証を行うこととしています。

(改正又は廃止)

第21条 議会及び町長は、この条例を改正し、又は廃止しようとするときは、この条例の理念を尊重して行うものとする。

【説明】

この条例も、時代の変化等により改正や廃止を行うことが想定されます。議会及び町長は、そうした場合にこの条例の理念を尊重し、町民参画のもとで広く町民の意思を踏まえて行なうよう規定するものです。

第11章 補則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【説明】

この条例に規定したこと以外に、施行に関し必要な細々した事項を定めることが必要となる場合、町長が別に定めることを規定するものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第9章の規定は、平成25年10月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(白岡町自治基本条例策定審議会条例の廃止)

2 白岡町自治基本条例策定審議会条例(平成22年白岡町条例第17号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年白岡町条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表白岡町自治基本条例策定審議会の部を削る。

【説明】

- 1 この条例の施行日を平成23年10月1日と定めるものです。ただし、第9章で規定した住民投票については、住民投票の実施に関する手続きその他必要な事項を別に条例で定めることとしているため、別に条例が定められるまでは実質的に運用ができないことから、それらに係る作業期間等を考慮し、その施行を平成25年10月1日までの間において規則で定める日まで延ばすものです。
- 2 この条例について調査審議いただくため設置した白岡町自治基本条例策定審議会については、この条例が制定されたことにより設置目的が達成されるため「白岡町自治基本条例策定審議会条例」を廃止するものです。
- 3 第2項で「白岡町自治基本条例策定審議会条例」を廃止することに関連して、報酬及び費用弁償を定めていた「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」を一部改正し、金額等を削除するものです。